

長崎県知事管理漁獲可能量

長崎県告示第 624 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、長崎県においてまあじ、まいわし対馬暖流系群、さんま、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和 7 管理年度の知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第 4 項の規定に基づき公表する。

令和 6 年 12 月 27 日

長崎県知事 大石 賢吾

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項

令和 7 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの都道府県別漁獲可能量は、以下のとおりである。

【まあじ】	21,200 トン
【まいわし対馬暖流系群】	24,100 トン
【さんま】	現行水準
【かたくちいわし対馬暖流系群】	50,000 トンの内数
【うるめいわし対馬暖流系群】	46,000 トンの内数
【まだい日本海西部・東シナ海系群】	5,900 トンの内数

2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項

令和 7 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの知事管理漁獲可能量は、以下のとおりとする。

【まあじ】	
長崎県まあじ中型まき網漁業	18,000 トン
長崎県まあじその他漁業	現行水準
【まいわし対馬暖流系群】	
長崎県まいわし中型まき網漁業	22,690 トン
長崎県まいわしその他漁業	現行水準
【さんま】	
長崎県さんま漁業	現行水準
【かたくちいわし対馬暖流系群】	
長崎県かたくちいわし漁業	50,000 トンの内数
【うるめいわし対馬暖流系群】	
長崎県うるめいわし漁業	46,000 トンの内数
【まだい日本海西部・東シナ海系群】	
長崎県まだい漁業	5,900 トンの内数